

関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する
意見の求めに係る申請手続等について
～技術的制限手段回避装置等に関する申請手続～
(お知らせ)

平成23年12月
経済産業省経済産業政策局知的財産政策室

関税法第69条の4第1項又は第69条の13第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続のうち、技術的制限手段回避装置等(以下、「技術的制限手段回避物品」という。)に関する申請手続は、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 申請

(1) 申請事務の取扱い

関税法第69条の4第1項又は第69条の13第1項の規定による経済産業大臣の意見を求める旨の申請は、経済産業省経済産業政策局知的財産政策室に行うものとする。郵送による申請も可能である。

経済産業省経済産業政策局知的財産政策室

東京都千代田区霞が関1-3-1 郵便番号100-8901

電話03-3501-1511 (代表) 2631~3 (内線)

03-3501-3752 (直通)

(2) 申請書類

申請書類は、関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則(平成18年経済産業省令第6号。以下「規則」という。)第2条に規定する以下のものとし、提出部数は正本1通及び正本の写し6通とする。

- ① 規則第2条第1項各号に規定する事項を記載した申請書
- ② 規則第2条第1項第4号の意見を求める理由を明らかにする資料
- ③ 関税法第69条の4第1項又は第69条の13第1項の規定により申立不正競争差止請求権者が税関長に提出しようとする証拠
- ④ 規則第2条第3項各号に規定する以下の書類
 - 一 申請者が個人である場合にあっては、申請の日前3月以内に作成された戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し若しくは市区町村が申請の日前3月以内に発行した外国人登録原票記載事項証明書又は在留資格を証するその

他の書類で申請の日前3月以内に作成若しくは記載されたもの)並びに印鑑証明書又はこれに準ずるもの

- 二 申請者が法人である場合にあっては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの及び登記事項証明書(その法人の登記がある場合に限る。)並びにその法人の代表者又は管理人から委任を受けた責任者が申請するときは当該委任を受けたことを証する書面

2. 申請書(上記1.(2)①)の記載方法

- (1) 申請書の記2「技術的制限手段の内容」(規則第2条第1項第3号)には、技術的制限手段(不正競争防止法第2条第7項を参照)の内容として、以下①、②を記載すること。

① 視聴等を行うための機器を特定する情報

不正競争防止法第2条第7項において「映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録のために用いられている機器」として定義されている、技術的制限手段の施されている機器の名称、型番その他視聴等機器を特定するための情報を記載すること。また、参考として、機器全体の形態が明らかとなるような写真、カタログ、図によって表示したもの等を提出すること。

② 技術的制限手段の態様

- i) 技術的制限手段によって視聴等が制限されるコンテンツが、映像、音、プログラムのいずれであるか
- ii) 技術的制限手段によって視聴等が制限されるコンテンツの利用形態が、映像や音の「視聴」「記録(コピー作成を含む)」、プログラムの「実行」「記録」のいずれであるか
- iii) 制限手段の方式が、「特定の反応をする信号を記録媒体に記録する方式」「特定の反応をする信号を送信する方式」「特定の変換をして記録媒体に記録する方式」「特定の変換をして送信する方式」のいずれであるか

上記i～iiiのいずれか又は複数のものであつて、どのものに該当するのかを記載すること。

なお、申請書の記2の所定の欄に記載できない場合は、別紙を用いて記載することとする。

- (2) 申請書の記3「意見を求める理由」(規則第2条第1項第4号)には、以下①から③の内容を記載すること(①②はどちらか)。

① 規則第1条第4号に規定する事項について経済産業大臣の意見を求める場合

「申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること」の理由を記載すること。

この場合において、上記(1)①において特定した視聴等機器に係る以

下の点について、上記(1)②において記載した i ~ iii の要素ごとにより詳細に言及しつつ、当該技術的制限手段の効果が発現した際の機器等の態様を含め具体的に説明すること。

- i) 技術的制限手段が用いられていること
- ii) 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段であること
- iii) 特定の者以外の者に影像の視聴等をさせないために用いられているものではないこと（不正競争防止法第2条第1項第10号の技術的制限手段であること）
- iv) 当該技術的制限手段が営業上用いられていること
- v) その他

なお、申請書の記3の所定の欄に記載できない場合は、別紙を用いて記載することとする。

② 規則第1条第5号に規定する事項について経済産業大臣の意見を求める場合

「申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いられているものであること」の理由を記載すること。

この場合において、上記(1)①において特定した視聴等機器に係る以下の点について、上記(1)②において記載した i ~ iii の要素ごとに、より詳細に言及しつつ、当該技術的制限手段の効果が発現した際の機器等の態様を含め具体的に説明すること。

- i) 技術的制限手段が用いられていること
- ii) 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段であること
- iii) 特定の者以外の者に影像の視聴等をさせないために用いられていること（不正競争防止法第2条第1項第11号の技術的制限手段であること）
- iv) 当該技術的制限手段が営業上用いられていること
- v) その他

なお、申請書の記3の所定の欄に記載できない場合は、別紙を用いて記載することとする。

③ 規則第1条第6号に規定する事項について経済産業大臣の意見を求める場合

技術的制限手段回避物品が申立不正競争差止請求権者の営業上の利益を侵害すると認める理由等を記載すること。

この場合、予想される輸出者又は輸入者の氏名、侵害態様、経緯等を記載するとともに、特に以下の点について明確に記載すること。

- i) 技術的制限手段回避物品が有する、申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段の効果を妨げることにより影像の視聴等を可能とする機能

上記①②において記載した技術的制限手段の効果をどのように

妨げているのかを簡潔に記載すること。

- ii) 技術的制限手段回避物品が当該機能以外の機能を併せて有する場合には、「映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途（以下「回避用途」という。）に供するために」提供するものに該当する理由

なお、現に当該技術的制限手段回避物品が回避用途で提供されている事実を説明することで、理由に代えることができる。

- iii) 技術的制限手段回避物品が「技術的制限手段の試験又は研究のために」用いられるものでないことに該当する理由

3. 意見を求める理由を明らかにする資料（上記1. (2)②）

規則第2条第3項に規定する「第1項第4号の意見を求める理由を明らかにする資料」（「意見を求める理由」の根拠となる資料）については、下記のとおりとする。

- (1) 申請者が規則第1条第4号及び第5号に対応する各不正競争行為に関する不正競争防止法上の請求主体性を有していることを明らかにする資料を提出すること。

- (2) 規則第1条第4号及び第5号に規定する事項に関する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は弁護士若しくは弁理士等が作成した鑑定書を、規則第2条第3項に規定する「理由を明らかにする資料」として提出することができる。

- (3) 規則第1条第4号及び第5号に規定する「技術的制限手段が用いられていること」の理由を明らかにする資料については、2(2)①②で記載した態様で効果を発現する技術的制限手段が2(1)①で特定した視聴等機器に施されていることについて、技術士等の、技術的な識見を有し、かつ中立公正な立場にある者による鑑定書を添付することが望ましい。

なお、視聴等機器に技術的制限手段が用いられていることを実地に検証するため、視聴等機器及び当該機器によって再生又は記録されるべきコンテンツを用いて、経済産業省その他経済産業省知的財産政策室が指定する場所において実演を求めることがある。

- (4) 規則第1条第4号及び第5号に規定する「営業上用いられている」ことを明らかにする資料を提出すること。

- ① 販売実績に関する資料

販売額、販売数量、販売機関、販売地域、市場占有率等

- ② 販売主体に関する資料

会社の規模、従業員の数、支店の数、特約販売店の数、同種商品の販売業者の数等

- (5) 規則第1条第6号に規定する「申立不正競争差止請求権者の申立てに係る

侵害の事実を疎明する」ための資料として、特に以下の資料を提出すること。

- ① 視聴等機器との接続部の形状・寸法や材質など、当該技術的制限手段回避物品の外形的特徴を示す資料、及び技術的制限手段回避物品のサンプルや型番等が記載された資料
- ② 技術的制限手段回避物品が、2(1)①の視聴等機器の技術的制限手段を回避してその効果を妨げ、影像の視聴等を可能とする機能を有することを明らかにする資料
上記①の外形的特徴との関係を当該資料から明らかにすること。
- ③ 技術的制限手段回避物品の販売・流通の態様、需要者（提供先）、使用状況や、類似商品の我が国における流通状況を示す資料

なお、2(2)③「申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段の効果を妨げることにより影像の視聴等を可能とする機能」の特定及び説明においては、2(1)①で特定した視聴等機器に施されている2(1)②で記載したiからiiiの要素を具備した技術的制限手段の効果が、当該技術的制限手段回避物品により妨げられている事実について、技術士等の、技術的な識見を有し、かつ中立公正な立場にある者による鑑定書を添付することが望ましい。

また、視聴等機器に施されている技術的制限手段の効果が妨げられることを実地に検証するため、技術的制限手段回避物品により当該視聴等機器に施された技術的制限手段の効果が妨げられ、影像の視聴等が可能となることについて、経済産業省その他経済産業省知的財産政策室が指定する場所において実演を求めることがある。

- (6) 規則第2条第3項に規定する「第1項第4号の意見を求める理由を明らかにする資料」には、各資料により明らかにしようとする事実を具体的に明示する目録を添付して提出すること。
- (7) 「資料」及び「目録」の提出に当たっては、電磁的記録（磁気ディスク、CD-ROM等）に保存したものを併せて提出すること。